

参議院常任委員会調査室・特別調査室

論題	長期化した物価高対策の経緯と今後に関する考察
著者 / 所属	新藤 裕俊 / 予算委員会調査室
雑誌名 / ISSN	経済のプリズム / 1882-062X
編集・発行	参議院事務局 企画調整室（調査情報担当室）
通号	240号
刊行日	2024-11-18
頁	1-14
URL	https://www.sangiin.go.jp/japanese/annai/chousa/keizai_prism/backnumber/r06pdf/202424001.pdf

※ 本文中の意見にわたる部分は、執筆者個人の見解です。

※ 本稿を転載する場合には、事前に参議院事務局企画調整室までご連絡ください（TEL 03-3581-3111（内線 75044） / 03-5521-7683（直通））。

長期化した物価高対策の経緯と今後に関する考察

予算委員会調査室 新藤 裕俊

《要旨》

世界的な資源価格の高騰や円安を背景とした物価上昇が長期化する中、政府は累次にわたり物価高対策を実施してきた。現金給付や減税などの対策が実施されたほか、エネルギー価格への補助は現在も継続している。

政府が目指すデフレ脱却は達成の要件が揃いつつあり、今後も物価上昇が継続すると予想される。対策が長引けば財政への負担が積み重なるとともに、直接的な価格抑制は市場の価格調整機能へも影響を及ぼす。我が国の物価高対策が諸外国と比べて長期化していることも踏まえれば、今後は、物価の動向とともに、財政や市場機能への影響などを注視しつつ、出口についての議論も必要となろう。

1. はじめに

現在、我が国では物価上昇が長期化しており、消費者物価指数（生鮮食品を除く総合）は2年6か月連続（令和6年9月時点）で日銀が「物価安定の目標」としてきた前年比上昇率2%以上となっている。一方で、名目賃金は増加が続いているものの、その勢いは弱く、名目賃金上昇率から物価上昇分を差し引いた実質賃金は2年以上減少が続き¹、家計の消費には足踏みも見られる。

こうした中、政府は累次にわたり物価高対策を実施し、家計や企業の負担軽減を図ってきた。具体的には高騰するエネルギー価格を抑えるため、令和4年1月にガソリンの元売事業者等に対する補助を開始し、5年1月には電気・都市ガス料金への補助も開始した。また、6年6月から実施された定額減税も物価高対策と位置付けられている。

これらの施策に対しては、物価高騰の影響を緩和したと評価し得る一方で、巨額の財政出動や減税により財政状況の悪化を加速させた側面もある。政府はデフレ脱却が経済にとってプラスであり、いまだ完全な脱却には至っていない

¹ 令和6年6月の実質賃金は2年3か月ぶりに前年比プラスとなり、続いて7月もプラスを維持した。プラスとなった要因としては、ボーナスなど「特別に支払われた給与」の寄与が大きく、それ以外の「きまって支給する給与」はマイナスであった。なお、8月の実質賃金は3か月ぶりにマイナスとなった。

との認識の下、物価高対策を含む経済対策を実施してきた。しかし、長期化する対策は、財政のみならず市場の価格調整機能への影響も懸念される。そこで、本稿では政府が行ってきた主な物価高対策を概観した上で、デフレ脱却の現状や今後の対策の在り方について考察することとしたい。

2. 近年の物価高対策の概要

令和3年以降の物価高対策は、当初予算において、公的部門の価格及び賃金の改定や中小企業の価格転嫁・省力化投資の支援に向けた予算等を措置したほか、補正予算や予備費によって実施されてきた（図表1）。コロナ禍以降、使途が特定された予備費である「新型コロナウイルス感染症対策予備費」が設けられ、巨額の予備費が計上されることとなった。その後、同予備費は令和4年度第1次補正予算において「新型コロナウイルス感染症及び原油価格・物価高騰対策予備費」に名称変更され、使途が拡大したことにより、物価高対策にも使用されてきた。

物価高対策は多岐に渡り、ロシアによるウクライナ侵攻や円安などを受けて高騰した飼料価格に対する補助や輸入小麦の政府売渡価格の激変緩和策のほか、エネルギーや食料品の国産化による輸入物価高騰への耐性強化も図られたが、本章では特に大きな予算が措置された対策を「燃料油価格への補助金」、「電気・ガス価格への補助金」、「現金給付・定額減税」の3つに大別して概観する。

図表1 物価高対策を含む経済対策等

年 月	経済対策等	主な事業内容
令和3年11月	コロナ克服・新時代開拓のための経済対策 (令和3年度補正予算)	・燃料油価格激変緩和対策事業 (補助開始は4年1月から)
4年4月	コロナ禍における「原油価格・物価高騰等総合緊急対策」 (令和4年度第1次補正予算)	・「新型コロナウイルス感染症対策予備費」を「新型コロナウイルス感染症及び原油価格・物価高騰対策予備費」として使途を拡大し、1兆1,200億円を追加。
10月	物価高克服・経済再生実現のための総合経済対策 (令和4年度第2次補正予算)	・電気・ガス価格激変緩和対策事業 (補助開始は5年1月使用分から)
5年11月	デフレ完全脱却のための総合経済対策 (令和5年度補正予算)	・1人当たりの4万円の定額減税（実施は6年6月以降） ・減税が十分受けられない方への給付

(注) 定額減税は令和6年度税制改正で対応。

(出所) 内閣府資料、財務省資料等より作成

2-1. 燃料油価格激変緩和対策事業

令和3年11月19日、政府は「コロナ克服・新時代開拓のための経済対策」を閣議決定し、ガソリン等の価格抑制策（燃料油価格激変緩和対策事業）を打ち出した。当時はコロナ禍で停滞していた経済活動の正常化による世界的な原油の需要増加などの影響によりガソリン価格が高騰しており、これを受けての対応であった。レギュラーガソリンの小売価格は経済対策が閣議決定された同年

11月に169.0円/ℓとなり、1年で約36円（約27%）上昇していた。同事業は当初、レギュラーガソリンの価格が全国平均で170円/ℓを超えると、超過分を最大5円の範囲内で補填するために元売り事業者などへ価格抑制原資を支給し、小売価格の急騰を抑制するという制度であり、政府は時限的・緊急避難的な措置として開始した。しかし、その後、ロシアによるウクライナ侵攻や円安などを受け、補助の対象や限度額を変更しながら価格抑制策は長期化した（図表2）。本稿執筆時点（6年10月）においても補助は継続しているが、岸田総理大臣（当時）は6年6月の記者会見で「年内に限り継続する」と期限を区切った²。その後、政府は同年9月3日に「原油価格・物価高騰対策及び賃上げ促進環境整備対応予備費」の使用を閣議決定し、同事業に7,730億円を追加で措置した。これにより、同事業には累計7兆円超が投入されたこととなる。

図表2 燃料油価格激変緩和対策事業の推移

支給対象期間	令和4年 1月27日～ 3月9日	3月10日～ 4月27日	4月28日～9月末	～12月末	5年 1月～	6月～	9月～
補助上限額	5円	25円	35円 さらなる超過分についても1/2を支援		35円から25円まで毎月2円ずつ引下げ	25円以下の部分は、補助率を2週ごとに1/10ずつ引下げ、25円超の部分は、補助率を2週ごとに0.5/10ずつ引上げ	17円超の部分は全額補助とし、17円以下の部分は補助率3/5 ※9月7日から10月4日の補助率は3/10とし、10月5日以降は3/5
基準価格	170円 (4週ごとに1円切上げ)	172円	168円				
対象油種	ガソリン、軽油、灯油、重油		ガソリン、軽油、灯油、重油、航空機燃料				
予算	令和3年度補正予算等： 893億円 令和3年度予備費等： 3,580億円		令和4年度予備費： 2,774億円 令和4年度補正予算： 1兆1,655億円	令和4年度予備費： 1兆2,959億円	令和4年度第2次補正予算：3兆272億円 令和5年度補正予算：1,532億円 令和6年度予備費：7,730億円		

(出所) 資源エネルギー庁資料、『岸田内閣総理大臣記者会見』（令和6年6月21日）首相官邸ウェブサイト（https://www.kantei.go.jp/jp/101_kishida/statement/2024/0621kaiken.html）より作成

巨額の予算を投入している燃料油価格激変緩和対策事業であるが、会計検査院が令和5年11月に公表した「令和4年度決算検査報告」において、ガソリン販売実績量等を基に推計した価格抑制額が補助金交付額を101億円下回っていると指摘された。この点について政府は、「補助金支給の単価相当額の全てが卸売価格に反映されたことが確認できた場合のみ補助金を支払う事後精算の仕組み

² 『岸田内閣総理大臣記者会見』（令和6年6月21日）首相官邸ウェブサイト（https://www.kantei.go.jp/jp/101_kishida/statement/2024/0621kaiken.html）（以下、URLの最終アクセスの日付はいずれも令和6年10月30日）

みを取っている」旨答弁しているが³、卸売価格抑制額の一部が小売価格の抑制につながっていない可能性がある。

2-2. 電気・ガス価格激変緩和対策事業

政府は燃料油に加え、電気・都市ガスについても補助金を支給して価格の激変緩和を図ってきた。令和4年10月28日、政府は「物価高克服・経済再生実現のための総合経済対策」を閣議決定し、電気・都市ガス料金に対する補助（電気・ガス価格激変緩和対策事業）の実施を表明した。当時、ロシアのウクライナ侵攻などによりLNG（液化天然ガス）等の輸入価格が高騰し、電気・都市ガス料金も上昇していたことを受けての対応であった。経済対策を閣議決定した4年10月の家庭向け電気料金は35.6円/kWhとなり、前年同月から7.3円（25.8%）上昇していた⁴。

実際の補助は5年1月使用分から開始した。その後、同年9月使用分から補助額が半減し、6年5月使用分は更に半減して措置は一旦終了した（図表3）。

図表3 電気・都市ガス料金に対する補助の推移

事業名		電気・ガス価格激変緩和対策事業			酷暑乗り切り緊急支援	
支給対象期間		令和5年1月～ (使用分)	9月～	6年5月	8・9月	10月
補助額	電気 (低圧) (/kWh)	7.0円	3.5円	1.8円	4.0円	2.5円
	電気 (高圧) (/kWh)	3.5円	1.8円	0.9円	2.0円	1.3円
	都市 ガス (/m ³)	30円	15円	7.5円	17.5円	10円
予算		令和4年度補正予算：3兆1,074億円 令和5年度補正予算：6,416億円			令和6年度予備費： 2,124億円	

（出所）経済産業省資料より作成

しかし、電気・都市ガス料金に対する補助は看板を変えて再開することとなった。岸田総理大臣（当時）は令和6年6月の記者会見において、「酷暑乗り切り緊急支援」として8月使用分からの3か月間について電気・都市ガス料金補助の実施を表明した⁵。事業の名称としては「電気・ガス価格激変緩和対策事業」

³ 第212回国会参議院予算委員会会議録第7号18頁（令5.12.8）

⁴ 電気・ガス取引監視等委員会「電力取引の状況」（電力取引報の低圧電灯における販売額を販売量で割った金額を算出し、消費税及び再エネ賦課金を加算）

⁵ 前掲脚注2

から「酷暑乗り切り緊急支援」に変わっているが、「燃料油価格激変緩和対策事業と併せて消費者物価を月平均0.5%ポイント以上押し下げること検討する」旨表明していることから、実質的には物価高対策であると考えられる。再開された支援は既存の予算によって実施されてきたが、政府は同年9月3日に燃料油価格激変緩和対策事業と同じく「原油価格・物価高騰対策及び賃上げ促進環境整備対応予備費」によって追加の予算を措置し、電気・都市ガス料金に対する補助は累計3兆9,614億円となった。

2-3. 現金給付や定額減税による物価高対策

物価高対策は現金給付といった手段によっても実施され、家計の負担軽減が図られてきた(図表4)。令和4年4月26日、政府は「コロナ禍における「原油価格・物価高騰等総合緊急対策」」を閣議決定し、児童扶養手当受給者等や住民税均等割非課税世帯の児童1人当たりに対して5万円の現金給付を実施した。

図表4 令和4年度の主な現金給付

年月	令和4年4月	9月	5年3月	
予備費の名称	新型コロナウイルス感染症対策予備費	新型コロナウイルス感染症及び原油価格・物価高騰対策予備費	新型コロナウイルス感染症及び原油価格・物価高騰対策予備費	
予算額	2,043億円	8,540億円	5,000億円	1,551億円
対象者	① 児童扶養手当受給者等 ② ①以外の住民税均等割非課税の子育て世帯	① 住民税均等割非課税世帯 ② 収入減少により「住民税非課税相当」の収入となった世帯	住民税非課税世帯 ※支援の方法や1世帯当たり単価などは地域の実情に応じて決められる。	① 児童扶養手当受給者等 ② ①以外の住民税均等割非課税の子育て世帯
給付額	児童1人当たり5万円	1世帯当たり5万円	1世帯当たり3万円	児童1人当たり5万円

(出所) 内閣府資料、財務省資料より作成

その後、令和4年9月20日に用途を物価高対策まで拡大した予備費の使用を閣議決定し、住民税均等割非課税世帯及び同年の収入が減少し住民税非課税相当の収入となった世帯に対して1世帯当たり5万円の給付を実施した。

さらに、令和5年3月28日には物価高克服に向けた追加策を実施するため、同予備費を充てて、住民税非課税世帯に1世帯当たり3万円を目安として支援すべく「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」に低所得世帯支援枠を設けた。また、児童扶養手当受給者等や住民税均等割非課税の子育て世帯に対し、児童1人当たり5万円を支給することとした。このように、令和4年度の給付金は予備費を財源として実施された。

その後、令和5年11月2日には「デフレ完全脱却のための総合経済対策」が閣議決定され、定額減税と追加の給付が実施されることとなった。具体的には、定額減税として、納税者と扶養親族1人当たり所得税3万円、住民税1万円を合わせた4万円の減税を6年6月から実施することとされた。また、減税が十分受けられない者などへの支援として、住民税非課税世帯へ7万円の追加給付

(低所得世帯支援枠により給付された3万円と合わせて10万円)や住民税均等割のみ課税世帯への10万円給付、両世帯の児童1人当たり5万円の給付などが実施された。

一連の家計支援策を振り返ると、主に給付という手法が採られており、定額減税は例外的であった。この点について国会では、「税収増の還元という趣旨⁶からは減税が分かりやすいが、地方自治体の事務量やスピード感といった面では給付の方が合理的ではないか」との旨の指摘がなされた。これに対し政府は、「物価高に最も苦しんでいる低所得者の方々にはスピード感を持って給付金を支給しつつ、民間企業などに賃上げを要請している以上、賃上げとの相乗効果を念頭に置いた定額減税が必要であると判断した」旨の考えを示した⁷。

3. 物価の動向とデフレ脱却の現状

エネルギー価格の抑制や給付・減税を組み合わせた物価高対策は、一時的にせよ一定程度家計を支え、人々の暮らし向きの改善に貢献したことは事実であろう。他方で、巨額の財政出動を要したことも事実である。

国会では累次の物価高対策により膨張した財政負担について、財源は無尽蔵にあるのかという指摘がなされた。これに対して岸田総理大臣(当時)は、「基本的にはデフレ脱却が経済政策において最も重要であるとともに、デフレ脱却は財政についても間違いなくプラスに作用する」旨の答弁をした⁸。すなわち、経済あつての財政であり、財政支出が膨らもうとも、まずは経済を活性化させるためにデフレ脱却が必要との政府の認識を示したものと考えられる。

この点について、デフレ脱却の必要性を強調しながらも経済対策では消費者物価の押下げ効果を示しており、一見矛盾しているようにも思える。すなわち、物価高対策が必要なほど物価が上昇している現状は、デフレから脱却したと評価できないのだろうか。

政府はデフレ脱却を「物価が持続的に下落する状況を脱し、再びそうした状況に戻る見込みがないこと」と定義している。その判断に当たっては、足下の物価の状況に加えて、物価の基調や背景を総合的に考慮し慎重に判断するとし、具体的な判断指標として消費者物価、GDPデフレーター、需給ギャップ、ユ

⁶ 政府は、「デフレ完全脱却のための総合経済対策」において、「過去2年間で所得税・個人住民税の税収が3.5兆円増加する中で、国民負担率の高止まりが続いてきたことも踏まえ、この税収増を納税者である国民に分かりやすく「税」の形で直接還元する」と説明していた。

⁷ 第212回国会参議院予算委員会会議録第5号3頁(令5.11.28)

⁸ 第212回国会参議院予算委員会会議録第1号5頁(令5.10.31)

ニット・レーパー・コスト（以下「ULC」という。）を挙げている⁹。

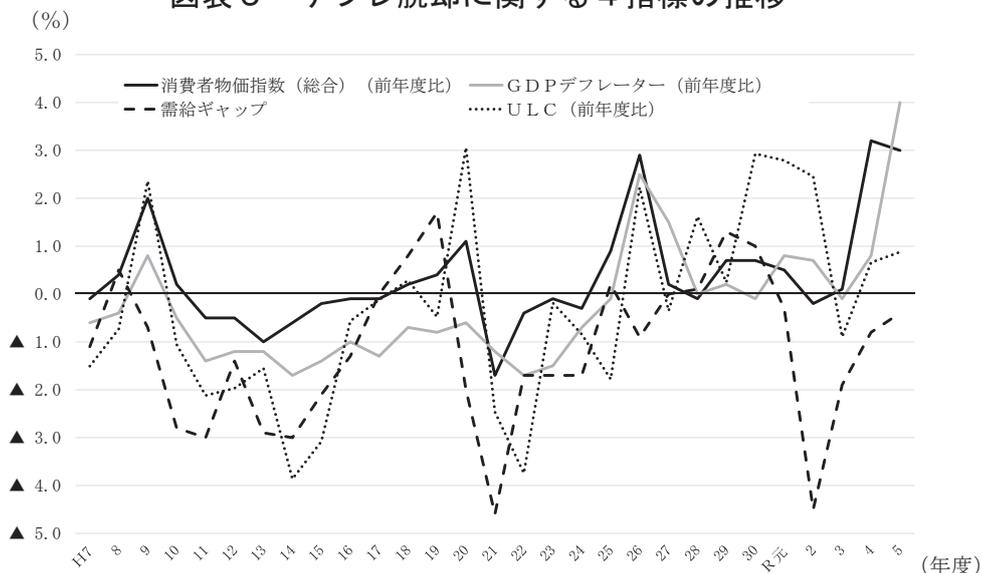
物価高が長期化しているものの、令和6年10月現在、いまだデフレ脱却は宣言されていない。鈴木財務大臣（当時）は同年8月の記者会見において「デフレではない状況になっている」としながらも、「後戻りする可能性を否定するところまでは行っていない」と発言しており¹⁰、デフレ状態に後戻りするか否かが焦点となっている。

そこで、デフレ脱却の判断材料となる4つの指標がどのように推移しているのか確認したい（図表5）。

まず、物価の水準を表す消費者物価とGDPデフレーターについては、両者ともおおむね同様の動きをしており、平成10年度頃から24年度頃までは前年度比でマイナス基調であったが、その後はおおむねプラス圏内で推移している。さらに、令和4年度及び5年度は過去30年ほどで最高の上昇率である。

次に、物価動向の背景を表す需給ギャップとULCの推移を確認する。需給ギャップはマイナス圏で推移している期間が比較的長く、実質GDPが潜在GDPを下回る状況が続いているが、足下では改善傾向にあり、需給が引き締まりつつある。ULCの推移は需給ギャップから遅れた形で方向性としてはほぼ同様の動きをしながらも、直近10年間はおおむねプラス圏で推移している。

図表5 デフレ脱却に関する4指標の推移



（出所）総務省「消費者物価指数」、内閣府「月例経済報告」「国民経済計算」より作成

⁹ 参議院予算委員会理事会提出資料（平成18年3月15日）

¹⁰ 『鈴木財務大臣兼内閣府特命担当大臣閣議後記者会見の概要（令和6年8月2日（金曜日））』財務省ウェブサイト

〈https://www.mof.go.jp/public_relations/conference/my20240802.html〉

以上のように、4つの指標全てがプラスになっているわけではなく、いまだデフレ脱却宣言がないことには、こうした背景もあると考えられる。もっとも、マイナスとなっている需給ギャップは改善傾向にあり、近く全指標がプラスとなる可能性もある。ただし、例えば平成29年度は全指標がプラスとなっていたが、デフレ脱却を宣言するに至っていない。茂木経済財政政策担当大臣（当時）は、「デフレではないという状況はつくり出せた」が、「再び後戻りしないという持続可能性を確認することが必要」との見解を示した¹¹。そのため、仮に全指標が今後プラスとなっても、そのことをもって直ちにデフレ脱却宣言がなされるとは限らない。つまり、何をもってデフレ状態に後戻りしないと判断するかが明確でない状況となっているため、4つの指標がどの水準に達し、どの程度継続すればデフレ脱却と評価できるのかについて政府はあらかじめ明示しておくことも検討に値するのではないだろうか¹²。

4. 物価高対策の今後に関する考察

4-1. 物価高対策と財政の関係

上述のように、我が国経済は少なくともデフレ状態にはなく、今後も物価上昇が継続すれば、デフレ脱却宣言も視野に入る。こうした中、岸田総理大臣（当時）がデフレ脱却は財政にプラスに作用すると考えているように、我が国の税収は堅調に増加している。財務省が令和6年7月31日に公表した「5年度一般会計税収」の決算額によれば、税収は72兆761億円と過去最高額となった。企業の好業績や物価上昇などにより税収が上振れしたと見られ、補正後予算における見通しを2兆4,651億円、4年度決算を9,388億円上回った。また、6年6月21日に閣議決定した「経済財政運営と改革の基本方針2024」においては、「今後の金利のある世界において、国際金融市場の動向にも留意しつつ、将来の経済・財政・社会保障の持続可能性確保へとつながるようその基調を確かなものとしていく」とし、7年度の国・地方を合わせた基礎的財政収支の黒字化を目指し

¹¹ 第196回国会衆議院予算委員会議録第12号10頁（平30.2.15）

¹² デフレ脱却宣言の意味や必要性については議論の余地がある。日銀の植田総裁は令和6年2月22日の衆議院予算委員会において「デフレではなく、インフレの状態にある」と述べ（第213回国会衆議院予算委員会議録第13号24頁（令6.2.22））、同年3月にマイナス金利解除を決定し、7月には追加利上げを決定している。そのため、デフレ脱却宣言が日銀の金融政策に及ぼす影響は小さいと考えられる。また、そもそも中央銀行における金融政策の独立性に鑑みれば、影響を受けるべきではないとも言える。

政府の対応については、デフレ脱却が宣言されれば、需要喚起のための財政出動は抑制される可能性がある。しかし、「デフレ完全脱却のための総合経済対策」において供給力強化に向けた施策が盛り込まれたことを踏まえれば、デフレ脱却宣言後も大型の経済対策が実施される可能性もある。

ている。

しかし、好調な税収をもってしても、これまでの物価高対策が持続可能とは思われない。足下で燃料油や電気・都市ガス料金の補助に措置された予算は累計11兆円を超え、定額減税など¹³は4兆円強の規模と試算されている。当然のことながら補助金による価格抑制政策は歳出の増加、減税は歳入の減少に直結し、デフレ脱却が成し遂げられても財政にはマイナスに作用する可能性がある。また、金利が上昇し利払費の増加が懸念されている中で、税収の上振れ分を物価高対策に支出し続ける財政的余裕はあるのだろうか。

こうした中、上述のように燃料油価格激変緩和対策事業は年内継続されるほか、電気・ガス料金に対する補助は「酷暑乗り切り緊急支援」として8月から10月の3か月間再開されるなど、政府は今後も当面の間、物価高対策が必要との認識のようである。今後の物価高対策は、期間や対象を従来よりも絞った上で出口に向かう議論を進めるべきではないだろうか。現状の政府の説明にとるとなら、酷暑や酷寒が予想されれば今後も電気・ガス料金への補助が実施されると考えられる。

また、物価高対策を含む経済対策を実施する上での基本的な考え方についても説明不足な点があると思われる。国会での議論において政府は、コロナ禍においては需給ギャップを埋めるための財政支出が必要であり、需給ギャップが解消しつつある段階では供給力の強化のための経済対策が必要であるとの考えを示した。これらの考え方に基つけば、需給ギャップがマイナスであれば需要を喚起するための経済対策が必要となり、需給ギャップがゼロ近傍又はプラスとなれば供給力を強化するための経済対策が必要となるのだろうか。こうした疑念を生じさせないためにも、政府は物価高対策を含む経済対策について、必要性をより丁寧に説明するべきであろう。

さらに、政府が掲げる令和7年度の国・地方を合わせた基礎的財政収支の黒字化目標についても、物価高対策の影響を注視する必要がある。すなわち、これまで主な物価高対策が補正予算において措置されてきたことを踏まえれば、当初予算の段階で黒字化が視野に入ったとしても、今後も同様の手法で物価高対策を実施した場合、補正予算の規模が膨らみ決算における基礎的財政収支は赤字のままとなる可能性が残る。コロナ禍から脱し、デフレから脱した後は、補正予算も含めて平時の財政運営に立ち返る必要がある。

¹³ 「一人あたり4万円の所得税・個人住民税の定額減税」と「所得減税と住民税非課税世帯への支援の間にある方々への支援」を含む。

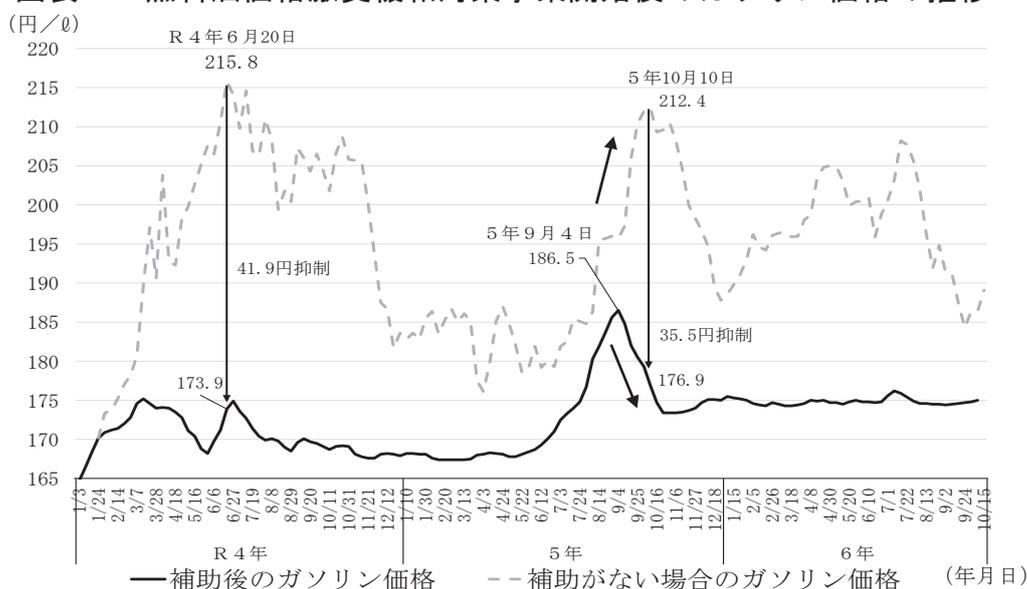
4-2. 価格抑制策と市場の価格調整機能

政府が実施してきた物価高対策のうち、補助金の交付による直接的な価格抑制策である燃料油価格激変緩和対策事業については、市場による価格調整機能を歪めるおそれが指摘されてきた。すなわち、ガソリン価格の高騰に応じて消費量（需要）が落ち込み、その影響でやがて価格が低下するという関係が歪められ、本来であれば上昇する価格が抑制されることで需要の低下が起きず、価格も低下しない状態が起これるのではないかという懸念がある。

また、国会においては「化石燃料の消費を誘発することで、脱炭素化に逆行するのではないか」との旨の懸念も示された¹⁴。これに対して政府は、脱炭素の流れに逆行しないよう、電気・都市ガスに対する補助の減額を事業開始時から予定しており、それまでの間に、省エネ対策の抜本強化や再エネ、原子力発電の推進などによるGXを加速させるとした。加えて、「食料品等様々な商品の物価上昇が家計を圧迫していることから、エネルギー消費量の積極的な増大を招くことはない」旨の考えを示した¹⁵。

では、ガソリンについて、実際にどれほど価格が抑制され、消費量がどのように推移したのかを確認したい。まず、燃料油価格激変緩和対策事業により、ガソリンの小売価格が大きく抑制されていることが確認できる（図表6）。

図表6 燃料油価格激変緩和対策事業開始後のガソリン価格の推移



(注) レギュラーガソリンの価格であり、週次で公表されている。

(出所) 資源エネルギー庁資料、経済産業省「石油製品価格調査」より作成

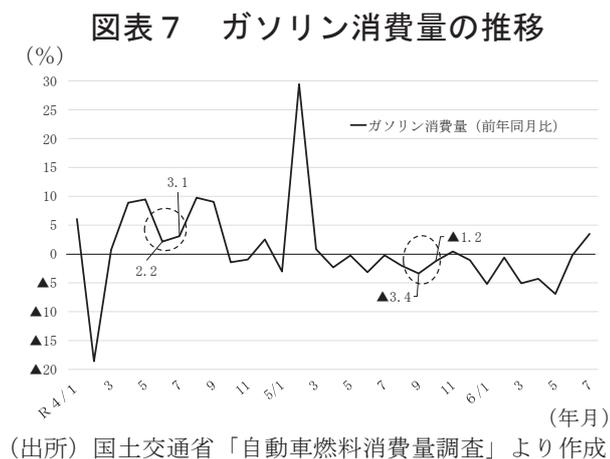
¹⁴ 第210回国会参議院本会議録第8号2頁（令4.11.22）

¹⁵ 第210回国会参議院本会議録第8号4頁（令4.11.22）

経済産業省の資料によれば、令和4年6月20日のレギュラーガソリンの小売価格（円/ℓ）は173.9円であったが、同事業による補助がなければ41.9円高い215.8円であった。また、補助がなかった場合の価格は5年9月から10月にかけても高値を付け、同年10月10日には212.4円まで上昇したが、市場の小売価格は35.5円安い176.9円にとどまった。

また、ガソリン補助の影響として、補助がない場合の価格が上昇する時期と補助後の価格が上昇する時期のズレが見られる。例えば、補助後の価格は令和5年9月に最高値を付けたが、当時の補助がない場合の価格は図表6の期間中では高水準ではない。一方で、補助がない場合の価格はその後急上昇するが、補助後の価格は補助が拡充されたことで低下し、両者の価格は逆方向に動いた。この期間、一般的な消費者は本来の価格である補助がない場合の価格が上昇していることをほとんど意識することなく、ガソリンを消費していたのではないだろうか。

このように、政府の補助により市場の小売価格は、補助がない場合の本来の価格より大きく抑制されてきたことは確認できた。次に同時期のガソリンに対する需要を確認したい（図表7）。政府の補助がなかった場合の価格が最高値を付けた令和4年6月から7月におけるガソリン

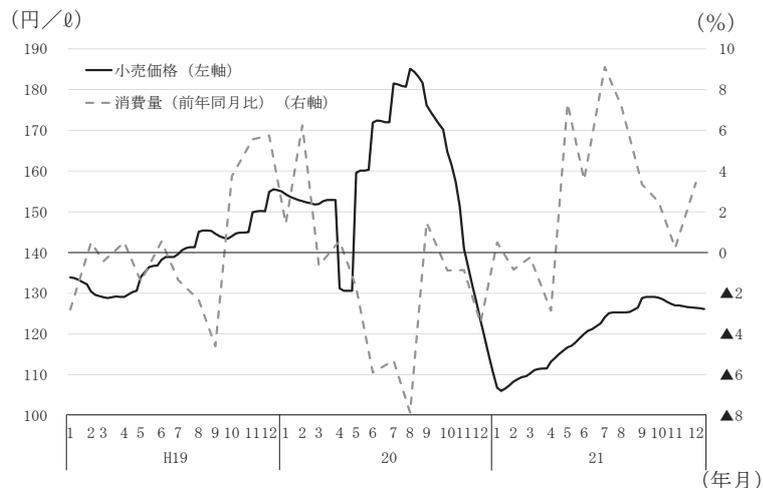


の消費量を見ると、前年同月比でプラスとなっている。また、次に高い価格を付けた5年9月から10月にかけての消費量を見ると、9月は3.4%の減少、10月は1.2%の減少であった。このように、補助がない場合の価格が高値を付けていようとも、消費が顕著に落ち込むことはなかった。なお、図表6の期間がコロナ禍からの経済回復途中にあり、前年比で見れば外出の需要が必然的に増加する状況にあった点や、生活の足として車を利用する人にとってガソリンは生活必需品であり、ガソリンの需要は価格弾力性が低いと考えられる点は考慮しなければならない。

他方で、過去のガソリン価格上昇局面では顕著にガソリンの消費が落ち込んだ例もある（図表8）。サブプライム住宅ローン問題が影響を及ぼしていた平成19年から20年にかけて、投機的な資金が複雑な金融商品から原油等の一次産品市場へと流入した。これにより、ガソリンの小売価格（円/ℓ）が上昇し始め、

特に20年5月から急激に上昇し¹⁶8月には185.1円を付けた。同時期のガソリン消費量を見ると価格上昇に対応するように減少しており、8月は前年同月比で7.9%の減少となった。このように小売価格と消費量の推移は反対の動きをして

図表8 平成19～21年のガソリン価格と消費量の推移



(出所) 経済産業省「石油製品価格調査」、国土交通省「自動車燃料消費量調査」より作成

おり、価格が上昇すれば需要が落ちるといった関係が見てとれる。

その後、リーマン・ショックが世界経済に大きな影響を及ぼすことでガソリン価格は急激に低下することとなり、ガソリン価格の高騰は一時的なものとなった。それまでの間、政府はガソリン価格高騰対策として、ガソリンの消費者に対する多様な支援を実施した。平成20年6月26日の「原油等高騰に関する緊急対策関係閣僚会議」において、外交による国際石油市場の安定化への働きかけや、政府系金融機関による中小企業への円滑な資金供給、農林水産業者や運輸業者への支援などを実施することとし、消費者の負担軽減を図った。一方で、燃料油価格激変緩和対策事業のような直接的な価格抑制策が実施されることはなかった。この点、現在は本来のガソリン価格高騰が補助金により抑制された上で消費行動に影響を及ぼしているが、当時は本来の価格高騰がより直接的に消費行動に影響を及ぼしており、市場の価格調整機能への弊害も小さかったのではないだろうか。また、燃料油価格激変緩和対策事業が全ての消費者を対象としているのに対し、当時の補助事業はよりの絞られた対策であったとも言えよう。

4-3. 海外に比べ長期化している日本のガソリン価格抑制策

ロシアによるウクライナ侵攻が燃料価格の高騰を招いたことにより、日本と同様に世界各国でも物価が大幅に上昇した。また、物価上昇には各国の金融緩

¹⁶ 平成20年4月にガソリンの小売価格が一時的に急低下しているが、これはガソリンに課される揮発油税等の暫定税率を維持する租税特別措置法改正案が年度内に成立せず、暫定税率が失効したことによるもの。

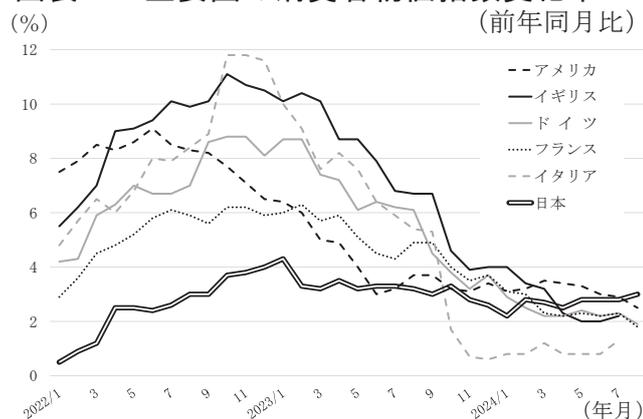
和や財政支出拡大も影響しており、前年比の物価上昇率が10%を超える国もあった（図表9）。このような物価上昇が国民生活に与える影響は大きく、諸外国においてもエネルギー価格高騰について対策が講じられた。

経済産業省の「令和4年度エネルギーに関する年次報告

（エネルギー白書2023）」によると、例えば、イギリスでは「エネルギー価格保証」と称する家計支援措置が実施され、標準的な家庭のガス・電力使用量の場合、年間支払額が2,500ポンドに制限された。また、フランスでは電気・ガスの小口需要家向け一部プランに適用される料金について一時的な価格抑制を実施したほか、アメリカでは、備蓄石油の放出等によって石油価格の抑制が図られた。

このほかにも、主要国ではガソリン価格引下げのための減税などが実施されたが、それらの措置はイギリスを除いて既に終了した（図表10）。イギリスについては、2022年から2023年にかけて主要国の中でも高い物価上昇率となっていたことが影響していると思われる一方で、足下では他の主要国と同水準の物価上昇率となっており、そのような状況においてもガソリン価格高騰対策を継続している点は日本と類似している。

図表9 主要国の消費者物価指数変化率



（出所）総務省「消費者物価指数（月報参考表）」等より作成

図表10 主要国のガソリン価格高騰対策

		支援策	支援額、税控除	期間
	全体	連邦ガソリン税一時停止	18.4セント/ガロン (6.9円/ℓ)	アイデアのみで断念
アメリカ	メリーランド、ジョージア、コネチカット、ニューヨーク州等	ガソリン税等の一時停止	20-30セント/ガロン (10円/ℓ程度)	2022年4-12月 →予定通り終了済
フランス		燃料価格の引下げ	10ユーロセント/ℓ (約15円/ℓ)	2022年4月1日～12月31日 →予定通り終了済
イタリア		物品税の引下げ	30.5ユーロセント/ℓ (約48円/ℓ)	2022年3月22日～12月31日 →予定通り終了済
ドイツ		燃料税の引下げ	30ユーロセント/ℓ (約47円/ℓ)	2022年6月1日～8月31日 →予定通り終了済
イギリス		燃料税の引下げ	5ペンス/ℓ (約9.3円/ℓ)	2022年3月23日～1年間 →2024年3月まで延長 →2025年3月まで延長

（出所）経済産業省資料、英国財務省資料より作成

それぞれの国で資源の輸入依存度や物価上昇率、電源構成などが異なり、対応に差異が生じるのは必然的である。また、いずれの国も一時的にはエネルギー

一価格の抑制策を実施することで国民生活への影響を小さくしたことに対応の違いはない。しかし、国際的に見れば日本やイギリスの対応は長期化しているといえよう。

5. おわりに

本稿では、政府が実施してきた物価高対策を概観し、デフレ脱却の現状や物価高対策の今後について考察した。物価上昇が長期化する中で、政府はエネルギー価格の抑制や定額減税、現金給付など、多岐にわたる政策を展開したが、長期的な視点から見ると、こうした財政支出による対応は持続可能であるとは言い難い。また、エネルギー価格の抑制策が市場の価格調整機能を歪める可能性や主要国と比べて長期化している現状が確認できた。

政府が目指すデフレ脱却については達成の要件が揃いつつあり、今後は物価上昇が継続する中で、いつまで物価高対策を続けるのかについて明確にする必要がある。物価高対策は対象や期間が的確であれば効果的な経済政策となり得るが、その実施に当たっては、財政の持続可能性への配慮と市場の健全な機能への目配りが求められる。今後の物価高対策を含む経済・財政政策においては、これらの視点を踏まえた議論を更に深めることが必要となろう。

(内線75328)